議案第三十五号

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者　港区長　武井雅昭

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十八年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三　多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）から証明書を交付するためのカードとしての利用

付　則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説　明）

住民基本台帳カードの利用目的に、民間事業者が設置する多機能端末機による各種証明書の交付用のカードとしての利用を追加するため、本案を提出いたします。